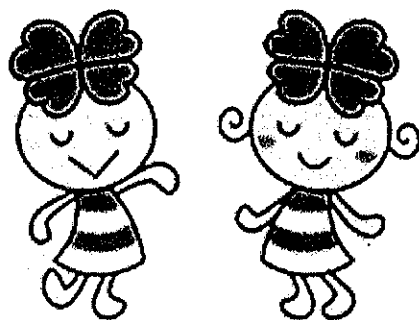


障がい福祉サービスのご案内



障がい福祉サービス「自立支援給付」について

ここでの区分とは＝障がい支援区分です

介護給付・訓練等給付

対象者

サービス内容

	介護給付	訓練等給付	
訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	区分1以上の障がい者 ※通院等介助(身体介助併用)は2以上	自宅で入浴、排泄、食事の介護等 通院の介助、家事の援助
	重度訪問介護	重度肢体不自由者又は重度の知的障がい・重度の精神障がいにより常時介護を要する人 ※入院・入所中は区分4以上	自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う
	同行援護	視力障がい・視野障がい・夜盲で移動に著しい困難がある人	外出時の必要な情報提供や介護
	行動援護	行動上、著しい困難があり、常時介護が必要な知的又は精神障がいの人	危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
	重度障害者等 包括支援	区分6かつ、ALS、強度行動障がいなど常時介護を要し意思疎通に著しい困難を有し、四肢に麻痺があり呼吸管理を行っている身体障がい者もしくは最重度知的障がい者	居宅介護等複数のサービスを包括的にを行う
日中活動系	短期入所 (ショートステイ)	区分1以上の障がい者	短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行う
	療養介護	区分5以上の筋ジストロフィー又は重度心身障がい者。 区分6のALS患者等で人工呼吸器装着者	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
	生活介護	区分3以上 ※50歳以上は区分2以上 施設入所を利用する場合は区分4以上 ※施設入所の50歳以上は区分3以上	昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設系	施設入所支援	区分4以上 ※50歳以上は区分3以上	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行う
住居支援系	自立生活援助	入所施設・グループホーム・入院から一人暮らしに移行した障がい者で理解力や生活力等に不安がある人	定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
	共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護、日常生活上の援助を行う



訓練系・就労系

訓練等給付

自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者	自立した日常生活、または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者	自立した日常生活、または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
就労移行支援	就労を希望する障がい者で単独では就労することが困難な人	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障がい者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労が可能な人	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援B型	就労移行支援を利用したが一般企業等の雇用には結びつかない方、50歳以上又は障害基礎年金1級受給者である障がい者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、新たに雇用されて継続が6か月を経過した障がい者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

障がい児支援

対象者

サービス内容



市町村が実施	通所支援	児童発達支援	就学前の障がい児	日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への訓練、その他の必要な支援を行う
			肢体不自由のある障がい児	児童発達支援及び治療を行う
		居宅訪問型児童発達支援	通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児	居宅を訪問し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う
		放課後等デイサービス	就学中の障がい児	授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の必要な支援を行う
		保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児	保育所等に訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他の必要な支援を行う
府が実施	入所支援	福祉型障がい児入所支援	施設に入所する障がい児	保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与を行う
		医療型障がい児入所支援	施設に入所する知的障がい児、肢体不自由障がい児、重症心身障害児	保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行う

● 計画相談支援

計画相談支援	地域相談支援給付	地域移行支援	入所施設・入院している障がい者	住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行う
	地域定着支援	単身等で生活している障がい者や長期入院等	のあと、退院し病状が不安定な人	常時の連絡体制の確保、緊急の事態等における相談、その他の必要な支援を行う
	計画相談支援給付	計画相談支援 (サービス利用支援 継続サービス利用支援)	障がい福祉サービスを利用している人	障がい福祉サービス等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容を、サービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成する 支給決定後、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行う

● 地域生活支援事業

市町村が実施	地域生活支援事業	移動支援	障がい者で外出時に移動の支援が必要な人	自立支援給付の対象にならないケースでの社会上不可欠な外出、社会参加のための外出時の円滑な移動を支援します
	日中一時	障がいのある人		一時預かることにより、日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練を行う
	通学支援	小・中・高校・支援学校などに在籍する障がい児で、必要な通学の支援を受けることができない状況の通学困難な人		保護者が傷病や出産等やむを得ない理由により、学校への送迎が行えない場合、通学のための支援を行う

※地域生活支援事業は、他に、コミュニケーション支援や日常生活用具の給付などがあります。

●障がい福祉サービス(水色の受給者証)を利用したときの費用

- サービスの利用量に応じて、最大でも1割を利用者に負担していただく仕組みになっています。(食費・光熱水費・日用品・家賃・医療費・食事療養費・療養介護医療費等を除く)
- 利用料の負担が過重にならないよう、所得に応じた負担上限額を設定しています。4つ(入所は3つ)の区分があります。

障がい者(18歳以上)の利用者負担額

本人と配偶者の市民税(所得割額)の合計で区分が判定されます。

居宅・通所サービス

区分		上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯の方	0円・自己負担なし
低所得	市町村税非課税の方	0円・自己負担なし
一般	市町村税課税世帯で16万円未満の方	9300円
	市町村税課税世帯で16万円以上の方	37200円

施設入所(20歳以上)

区分		上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯の方	0円・自己負担なし
低所得	市町村税非課税世帯の方	0円・自己負担なし
一般	市町村税課税世帯の方	37200円

障がい児(18歳未満)の利用者負担額

父母の市民税(所得割額)の合計で区分が判定されます。

居宅・通所サービス

区分		上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯の方	0円・自己負担なし
低所得	市町村税非課税の方	0円・自己負担なし
一般	市町村税課税世帯で28万円未満の方	4600円
	市町村税課税世帯で28万円以上の方	37200円

18歳・19歳の施設入所・療養介護(18歳までは市役所ではなく大阪府での手続きです)父母の市民税(所得割額)の合計で区分が判定されます。

区分		上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯の方	0円・自己負担なし
低所得	市町村税非課税世帯の方	0円・自己負担なし
一般	市町村税課税世帯で28万円未満の方	9300円
	市町村税課税世帯で28万円以上の方	37200円

●地域生活支援事業(緑色の受給者証)を利用したときの費用

- サービスの利用量に応じて、最大でも1割を利用者に負担していただく仕組みになっています。(食費・交通費等を除く)
- 利用料の負担が過重にならないよう、所得に応じた負担上限額を設定しています。3つの区分があります。

18歳以上の方は、本人と配偶者の市民税(所得割額)の合計で区分が判定されます。
18歳未満の方は、父母の市民税(所得割額)の合計で区分が判定されます。

障がい者・児の利用者負担額

区分		上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯の方	0円・自己負担なし
低所得	市町村税非課税世帯の方	0円・自己負担なし
一般	市町村税課税世帯の方	4000円

●就学前の障がい児の発達支援の無償化と多子軽減について

◆ 無償化について

令和元年10月から、3歳から5歳までの障がいのある子どもたちのための障がい児通所支援の利用負担が無償化されます。

◆ 対象期間

満3歳となって初めての4月1日から3年間

◆ 多子軽減について

平成26年4月から、障がい児通所支援を利用している、または幼稚園等に通う就学前の児童が同一世帯に2人以上いる場合に、第2子以降の利用者負担額の軽減を行う多子軽減措置が始まりました。

◆ 軽減対象の判定について

小学校就学前の児童について、世帯の市町村民税所得割額と兄又は姉の数によって軽減を判定します。

区分		軽減判定	
小学校就学後児童		軽減対象外	
就学前児童	世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満	生計を同じくする兄または姉がいない	軽減対象外
		生計を同じくする兄または姉が1人いる	第2子軽減
		生計を同じくする兄または姉が2人以上いる	第3子以降軽減
	世帯の市町村民税所得割額が77,101円以上	障がい児通所支援または幼稚園等に通う就学前の兄または姉がいない	軽減対象外
		障がい児通所支援または幼稚園等に通う就学前の兄または姉が1人いる	第2子軽減
		障がい児通所支援または幼稚園等に通う就学前の兄または姉が2人以上いる	第3子以降軽減

◆ 軽減後の利用者負担額

次の(1)から(3)までの額を合算した額と受給者証記載の負担上限額を比較し、低い金額を利用者負担額とします。

複数の児童の中で、障がい児通所支援を利用する児童が

- (1) 軽減対象外の児童…サービス費用にかかる総費用の100分の10
- (2) 第2子軽減対象児童…サービス費用にかかる総費用の100分の5
- (3) 第3子以降軽減対象児童…0円

●高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児(通所・入所)給付費

同じ世帯に障害福祉サービス等の利用者が複数いる場合などで、月ごとに世帯での利用者負担額の合計額が基準額を超えたときに、超えた額が償還されます。

✚ 対象者

次のいずれかに該当する方

(1) 同じ世帯の中での障害福祉サービスと障害児入所・通所支援の利用者負担額（介護保険サービス及び補装具の利用者負担額も含む）の合計（月額）が、基準額の37,200円を超えている。

(2) 同一の障害児が障害福祉サービスと障害児入所・通所支援の両方を利用しており、利用者負担額の合計（月額）が受給者証の負担上限月額（高い方）を超えている。

(3) 同じ世帯の障害児のきょうだいでそれぞれ障害福祉サービスと障害児入所・通所支援を利用しており、利用者負担額の合計（月額）が受給者証の負担上限月額（高い方）を超えている。

●高齢障がい者の介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度について

65歳になるまでに5年以上、特定の障がい福祉サービス（※1）の支給決定を受けていた方で一定の要件を満たす場合は、申請をすれば、介護保険移行後に利用した相当する介護保険サービス（※2）の利用者負担額を事業所等へ支払った後、償還されます。

※1 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

※2 訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護

✚ 対象者

次の（1）から（4）の要件をすべて満たす方

(1) 65歳に達する日前5年間、特定の障がい福祉サービス（※1）の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービス（※2）を利用すること。

(2) 利用者の方とその配偶者が、当該利用者が65歳達する日の前日に属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合は、前年度）において市町村民税非課税世帯者又は生活保護受給者等であったこと。（申請時も同様）

(3) 障がい支援区分が、区分2以上であったこと。

(4) 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。

障がい福祉サービス利用までの流れ

